

公布された条例のあらまし

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 条文の整理

住民基本台帳法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和六年五月二十七日から施行することとした。